

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

2. (3)を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを除く。）および企業に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）ならびに資産担保債券、資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

1. }
5 } 略（不変）
7. }

8. 保証付短期外債

元本額の95%

~~8.9.~~ }
5 } 略（不変）
~~18.19.~~ }

（特則）

1. から ~~11.12.~~ までの掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券 略（不変）

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（分離元本振替 国債および分離利息 振替国債ならびに物 価連動国債を含む） } コマーシャル・ペー パー（資産担保コ マーシャル・ペー パーを除く）	} 略（不変）
保証付短期外債	<u>(1)および(2)を満たしていること。</u> <u>(1) 保証企業の信用力その他の事情を勘案して、</u> <u>本行が適格と認めるものであること。</u> <u>(2) 発行日から償還期日までの期間が1年以内の</u> <u>ものであること。</u>
資産担保債券 } 銀行等保有株式取得 機構に対する政府保 証付証券貸付債権	} 略（不変）
〈特則〉	略（不変）

（附則）

この一部改正は、平成17年3月16日から実施する。